

労働者派遣個別契約書（案）

発注者(甲)と受注者(乙)(〇〇〇)とは、次のとおり、労働者派遣契約を締結する。

【事業名：】 飛鳥宮跡範囲確認発掘調査労働者派遣業務

1 業務内容	発掘調査現場での発掘作業業務 ① 現場作業統括者 （1日 円） 発掘調査の知識及び技術を有する者で、現場の指揮命令者に従い、発掘現場の作業員配置の差配や作業内容の指示を伝達する等、現場監督及び安全管理業務を行う ② 図面作成作業員 （1日 円） 発掘調査での図面作成経験が1年以上の者で、遺構の平面図・断面図等の作成技術を有する者、または同等の能力を有する者で、発掘現場での図面作成作業を行う（遺構平面図作成、土層断面図作成、遺物出土状況図作成等） ③作業員A （1日 円） 発掘調査経験が3年以上の者で発掘調査の知識及び技術を有する者、または同等の能力を有する者で、発掘現場での重要な発掘作業を行う（調査区壁面精査、遺構面精査、遺構掘削、遺物検出等） ③ 作業員B （1日 円） 発掘調査経験が3年未満の者で、発掘現場での簡易な発掘作業を行う（掘削土集め、排土搬出、土嚢作り、調査区シート養生等） ※税抜き額 日数については、仕様書のとおり
2 契約額	1 円 （うち、消費税及び地方消費税の額 円） 2 契約保証金については、奈良県契約規則第19条の規定によるものとする。
3 支払方法	①乙は甲に対して、あらかじめ派遣労働者についての通知を行う。甲は乙に対して、毎月ごとに就業状況報告書を提出する。 ②乙は就業状況を確認後、毎月末または現場終了時において、甲に対して代金の請求をするものとし、甲は乙が提出した就業状況を確認し、請求書を受理した日から起算して、30日以内に支払うものとする。
4 就業場所	奈良県立橿原考古学研究所が実施する発掘調査現場 事業名：飛鳥宮跡範囲確認発掘調査労働者派遣業務 場 所：高市郡明日香村大字岡 担当者携帯
5 組織単位	調査部 調査課 調査課長

6 指揮命令者	1 調査部 調査課 調査第〇係 〇〇〇 携帯 2 発掘現場で指揮命令、検査等を行う。	
7 契約期間及び派遣期間	1 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで ※契約期間は、派遣期間に精算業務の期間を加えた期間です。 2 派遣期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 3 ただし、発掘調査作業の特質上、仕様書に示す予定期間より短縮となる場合があるが、発掘作業の終了をもって派遣期間の終了とする。	
8 就業日	月～金（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、夏季休業（8月中旬頃）を除く）ただし、天候などによって変更あり。	
9 就業時間	8時30分から16時30分まで	
10 休憩時間	12時から13時まで（別途午前、午後各30分休憩）	
11 安全及び衛生	甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規程を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規程を適用する。	
12 苦情処理 申出先	派遣元	TEL
	派遣先	橿原考古学研究所総務課長 鈴木 浄佳 TEL 0744-24-1101 内線 303
13 苦情処理 方法・連携体制等	1 乙が苦情の申出を受けたときは、ただちに12 苦情処理申出先の派遣元の責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 2 甲が苦情の申出を受けたときは、ただちに12 苦情処理申出先の派遣先の責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。 3 甲及び乙は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。	
14 労働者派遣契約の解除	1 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ 甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。 2 就業機会の確保 甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。	

	3 損害賠償等に係る適切な措置 甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させる等により生じた損害の賠償を行うこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申し入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。 4 労働者派遣契約の解除の理由の明示 甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。
15 派遣元責任者	TEL
16 派遣先責任者	樫原考古学研究所総務課長 鈴木 浄佳 TEL 0744-24-1101 内線 303
17 時間外労働	(無) / 有 (1日 0時間 / 月 0時間 / 年 0時間) ※緊急により、やむを得ず発生した場合には、1業務内容で定める各派遣料金の2割5分の割増とする。(労働基準法第36条、37条に定める時間外・休日の労働)
18 休日労働	(無) / 有 調査作業繁忙期 (月 回程度) ※緊急により、やむを得ず発生した場合には、1業務内容で定める各派遣料金の3割5分の割増とする。(労働基準法第35条に定める法定休日の労働)
19 派遣人員	別途派遣人員管理表にて、派遣人員を定める。
20 便宜供与	甲は、派遣労働者に対し、甲が雇用する労働者が利用する休憩室、更衣室等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与する。
21 派遣労働者の限定	無期雇用派遣労働者・60歳以上に限定。 / (限定なし)
22 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置	甲は、労働者派遣の終了後に当該労働者派遣に係る派遣労働者を雇用しようとする場合は、当該意思を事前に乙に申し出ることとする。

23 派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否か	限定しない。
24 業務に伴う責任の程度	付与される責任は、特になし。
25 契約額の確定	契約金額は、本事業の支払合計額をもって確定額とします。
26 特記事項	本契約は令和 年 月 日から効力を有し、それ以降の行為については本契約に基づくものとして取り扱う。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲及び乙が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲及び乙が電子署名を行った上、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

(甲) 奈良県橿原市畝傍町1番地

(乙)

奈良県立橿原考古学研究所

副所長 田中 裕之

労働者派遣人員管理表

現 場 名		飛鳥宮跡範囲確認発掘調査労働者派遣業務				
派遣場所		高市郡明日香村大字岡				
派遣期間		令和 年 月 日から令和 年 月 日				
日付	曜日	総括作業員	図面作成作業員	作業員A	作業員B	合計人数
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						